

さいたま市水道局告示第 87 号

さいたま市水道局の発注する「拡第 5316 号配水支管布設工事（概算数量）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 29 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和 7・8 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 13 年さいたま市水道部設定。以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に 3 箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ ２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ ３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市水道局設定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第４条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を水道局業務部管財課（以下「管財課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

なお、給水装置実績の場合は、さいたま市水道局業務部給水工事課に提出した申請書の写し
オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市水道局建設工事等共同企業体取扱要綱（平成15年さいたま市水道局設定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8号に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 水道事業管理者は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者が入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をも

って入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告は労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア 理由の確認方法

書面

イ その他

調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市水道部制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。

- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を管財課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第 15 号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第 16 号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後 3 時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を管財課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後 3 時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して 21 日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は管財課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 余裕期間を定めている場合の工事

(1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。

(2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。

(3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。

(5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。

(6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市水道局契約事務規程（平成 13 年さいたま市水道部企業管理規程第 34 号。以下「契約事

務規程」という。)第22条第1項の規定による。

- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、契約事務規程第4条の規定による。

8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市水道局設定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、さいたま市水道局のホームページに掲載し、管財課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、さいたま市水道局のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を管財課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、管財課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市水道局建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱（平成21年さいたま市水道局設定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領【水道局版】（令和5年さいたま市水道局設定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

概算数量発注方式の試行について

さいたま市水道局発注の予定価格 5 千万円未満の**水道管布設工事**の中から、概算数量発注方式（試行）で一般競争入札を実施します。

目 的

さいたま市水道局が発注する**水道管布設工事**について、設計積算業務及び入札事務の効率化を図るため。

内 容

1 対象工事

- (1) 本方式により工事発注業務を効率的に行うことができるものとし、原則として設計金額 5 千万円未満の工事であること。
- (2) 水管橋工事や推進工事等といった特殊かつ高度な設計を必要としない工事であること。

2 対象件数

南部水道建設課 1 件

契約整理番号		2 6 9 9 0 3 0 3 9							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		拡張第5316号配水支管布設工事（概算数量）							
工事場所		さいたま市南区曲本3-12-21～3-12-22							
履行期間		契約確定の日から令和9年2月12日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 布設工事 φ75mm DIP(GX-1E) 38m 仕切弁1台 排水栓1基 給水管取付替11件 対象戸数11戸 昼間工事							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和8年7月 6日（月）午前9時から 令和8年7月10日（金）午後5時まで							
入札書提出期間		令和8年7月13日（月）午前9時から 令和8年7月16日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局 2F入札室 令和8年7月17日（金）午前11時20分							
参加資格	名簿登載業種等	本公告日において、政令等で定めるさいたま市水道局指定給水装置工事事業者の指定が有効なものであり、かつ、下記の条件を全て満たす者であること。							
		1 管工事業 C級 本公告日において、令和7・8年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記1に示す業種及び等級で登載された者であること。							
		2 土木工事業の許可 本公告日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上記2に示す建設業の許可を受けている者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区又は緑区に本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成28年度以降に指定給水装置工事事業者として、本市内において給水装置の新設、改造又は撤去工事の申請をし、完了させた実績が5件以上あることとし、（配水支管布設工事、老朽管布設替工事及び切回し工事に伴うものを除く。）その申請書の写しを提出すること。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	さいたま市水道局指定給水装置工事事業者証の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和8年6月29日（月）から							
	質問受付期間	令和8年6月29日（月）午前9時から 令和8年7月 6日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和8年7月9日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは1ページ目です。）

契約整理番号	2 6 9 9 0 3 0 3 9
その他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「概算数量発注方式試行工事」の対象案件である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤 6－1 4－1 6 さいたま市水道局給水部南部水道建設課 電話 0 4 8－7 1 4－3 1 8 4
契約担当課	さいたま市浦和区常盤 6－1 4－1 6 さいたま市水道局業務部管財課 電話 0 4 8－7 1 4－3 0 8 0

注：本件工事の公告は 2 ページありますのでご注意ください。（このページは 2 ページ目です。）